

「犯罪被害者週間 川崎大会」を開催します！

令和4年4月に「川崎市犯罪被害者等支援条例」が施行となり、犯罪に遭われた方に特化した支援を開始しました。犯罪被害者等が置かれている状況、二次被害及び再被害の防止の重要性について市民の理解を深めるよう、啓発活動の一環として、令和4年度は警察庁と共催で「犯罪被害者週間 川崎大会」を開催します。

※犯罪被害者週間は・・・

国が策定している「犯罪被害者等基本計画」において、毎年11月25日から12月1日までが「犯罪被害者週間」と定められており、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について、期間中の集中的な啓発事業等の実施を通じて、国民の理解を深めることを目的としています。

1 日 時 令和4年11月29日（火） 午後1時30分 開会

2 会 場 川崎市産業振興会館 ホール
(川崎市幸区堀川町66番地20)

3 定 員 150名（無料・事前申込制）

※インターネット（YouTube）によるライブ配信（事前申込制）も行います。

4 内 容

(1) 基調講演「これからの被害者支援～私たちが望むこと～」犯罪被害者御遺族 渡辺 治重氏

(2) パネルディスカッション 「地域で被害者支援を行うために」

コーディネーター 神奈川県弁護士会 犯罪被害者支援委員会 副委員長 服部 知之氏

パネリスト① 基調講演者 渡辺 治重氏

パネリスト② 神奈川被害者支援センター 所長 永野 弘幸氏

パネリスト③ 川崎市市民文化局地域安全推進課長 上野 進

5 パネル展示 犯罪被害者等施策の啓発に関するパネル及びポスターを展示します。



犯罪被害者等支援シンボルマーク
「ギュっちゃん」(警察庁)

問合せ先

川崎市市民文化局市民生活部地域安全推進課 上野
電 話：044-200-2354